

電子契約利用申出書兼承諾書

落札した場合には、電子契約サービスを利用して、調布市と契約を締結することを希望します。

利用に際しては、次の事項について承諾します。

- 1 電子契約の利用は、この申出書が添付された案件にのみ適用する。複数の案件で電子契約の利用を希望する場合は、それぞれの案件ごとに添付する必要がある。
- 2 市側の事務処理の都合により電子契約利用の希望に添えない場合がある。その場合は、紙の契約書により契約締結を行う。
- 3 電子契約書は、電磁的記録により作成するとともに、発注者と受注者が合意した後、電子契約サービス提供事業者が発注者及びその受注者の指示を受けて、電子署名を行うものとする。
- 4 前項により作成された電子契約書については、電子契約サービスのクラウド上において発注者及び受注者双方が保有するものとする。
- 5 契約は、電子契約サービス上におけるタイムスタンプ（電子契約サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。）の日付に関わらず、電子契約書に記載された契約締結日より効力を有するものとする。
- 6 下の「電子契約締結に利用するメールアドレス」欄に入力したメールアドレスをもって行った電子署名は、契約締結権限者による意思表示とみなす。
- 7 電子契約書には「電子契約書の取扱いに関する特約各頂」を付す

！赤字は記載箇所を明確にするためです！

提出時、赤字にする必要はありません。

調布市長 様

所在地 調布市小島町〇-〇-〇

商号又は名称 株式会社調布工事

役職・氏名 代表取締役 調布 太郎

※電子入札システムに登録している契約締結権限者を記入すること

件名： 調布市立〇〇小学校改修工事

【電子契約締結に利用するメールアドレス】

メールアドレス	*****@****. co. jp
---------	--------------------

【事務担当者】

部署名	総務課		
氏名	調布 花子	TEL	042-***-****

※工事契約関係は別紙（裏面）の記入が必要です。

工事（設計委託等）契約関係

【契約保証】（告示等であらかじめ「免除」と明示している案件は記載不要です）

契約（履行） 保証の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 保証事業会社の保証 ※ <input type="checkbox"/> 金融機関（銀行等） <input type="checkbox"/> 履行保証保険契約 <input type="checkbox"/> 公共工事履行保証 <input type="checkbox"/> 保証金（現金）の納付 <input type="checkbox"/> 有価証券の提供
-----------------	--

実際は、チェックボックスをクリックすると■になります。

※ 保証事業会社とは、東日本建設業保証株式会社・西日本建設業保証株式会社・北海道建設業信用保証株式会社が該当します。

【電子保証の利用】

<input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（ <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 郵送）
--

※ 調布市で利用できるものは、「保証確認サービス D-sure」に対応しているものに限りです。

※ 電子保証を利用する場合は、「保証契約番号・認証キー」が記載された書類をメールに添付して送信してください（保証に関する手続きが完了するためには、「保証契約番号・認証キー」が記載された書類の提出が必須です）。

【前払金申請の有無】

<input checked="" type="checkbox"/> 申請する <input type="checkbox"/> 辞退する

※ 告示等で前払金を申請できることが明示されている場合に限りです。

※ 申請する場合は保証事業株式会社の保証が必要です。

【その他（承諾事項等）】（必ずチェックしてください）

<input checked="" type="checkbox"/> 落札予定者が提出する書類がある場合は、メールで契約課に提出すること <input checked="" type="checkbox"/> 前払金関係の書類をメールで提出する場合、市に請求した実績があること ※ （ <input type="checkbox"/> 請求した実績がないため、書面で前払金を請求します。） <input checked="" type="checkbox"/> 上記の場合、前払金の支払い期限は、所管課が收受した日から起算すること <input checked="" type="checkbox"/> その他、契約書作成に必要な書類があれば、速やかに提出すること

※ はじめて前払金を市に請求する場合は、請求書（押印済み）を紙で提出することが必要です。また、書面で請求書を提出する場合は、契約課に御提出願います。